

動物法学者による

『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』へのコメント

本庄萌

はじめに

本書は、人と動物の関係における諸問題を幅広く検討している。たとえば競馬や介助動物など、これまで十分に議論がされてこなかったところについても切り込んでいるという特徴がある。また、著者は本書が「向こうの人の名前をほとんど出さない」（205 頁）入門書であることを自負しており、基本的に海外の倫理学者の名前が本文に出てこない。実際、これらの特徴をもつ本書は分野外の者にとっても読みやすく明快であると思われる。著者自身の信念としてさまざまな論点について議論されているが、その論調はあくまでも読者に考えることを促すものであり、一般の読者も読み進めやすい優しい語り口である。評者は法学を専門としており倫理学については専門外であるが、法学の視点から本書に対して若干のコメントをしたい。

論点は 4 つある。最初の 3 つは本書全体に関わる論点であり、最後の 1 つは、各論的テーマの中でも実験動物に関するコメントである。

1、基本的動物権について

1 つ目の論点は、基本的動物権への着目である。まず、権利概念について。本書で鍵となっている基本的動物権というものは、道徳的権利か法的権利か、不明瞭さが残る箇所があったように思われる。もし、道徳的権利の話であれば、それは一人ひとりの行動に変化を要求するにとどまるのか、法改正を含めた社会的な変革を求める次元のものなのか、どういったレベルのものをイメージされているのか気になるところである。

一方、法学出身者としてはどうしても法的権利として考えてしまうのだが、法的権利というと、手続的な保障が必要になってくる。というのも、権利はただそこにあるもの、法律に書かれているものというだけではなく、それが権利として機能するためには、裁判を通して権利を実現することができることが重要になる。（権利が侵害された時には、侵害されている状態をなくしてほしいと請求する、もしくは、過去に侵害されたことについて

損害賠償を請求する、このような行動を起こすことができるものが法的権利になる。)そうした権利について語るときに、すでにある法律から解釈するのか、もしくはまだない法律を作るべきという立法の話なのか、厳密に分けて話さなければ聞き手に混乱を与えることとなる。

次に、基本権に着目する意義について。法的権利といったとき、幸福追求権やプライバシー権など、多くの種類がある。「動物に権利を与える」と言ったときに様々な種類の権利のどれを与えるのかが、必ずしも明確に示されていない議論がこれまで多かった。本書では、基本権の中でも生命・身体・行動の保障という「三つの権利」に焦点を当てている(11頁)。その結果、議論が限定され、イメージしやすい印象を受ける。

つづいて、基本的人権と基本的動物権の比較について。基本的動物権に焦点を当てる著者の主張は挑戦的であり、面白いが、より詳細な説明が必要な箇所が残る。基本的人権には、先の3つの権利以外にも、政治的参画や民主主義に関する権利がある。これら民主主義的な権利は、著者が含めている3つの権利を保障するために非常に重要な権利である。たとえば、表現の自由は、3つの権利について不利益を受けた際、その事実を表明することで、不利益状態の改善が模索されうる点で不可欠な権利である。3つの権利は「それらがなければ他の権利を有効に享受することができないという意味で、他の権利に先立つ権利」だと著者は主張するが(11頁)、3つの権利を保障する民主主義的な権利も同時に重要であろう。この点に関しては、スー・ドナルドソンとウィル・キムリッカが『人と動物の政治共同体——「動物の権利」の政治理論』において、動物が市民権を与えられ、政治的な共同体の一員として、立法過程や地方自治体の土地利用計画の決定などに媒介者を通して参加することが今後模索されるべきと主張しているが¹、これについて著者はどのように考えるのだろうか。

最後に、権利が与えられる範囲についても不明確さが目立つ。今仮に、ここでの「権利」が法的権利の話であり、実効性のある形で法に明文化されるべき、という話なのだとしよう。そうした立法が実現すれば、国家権力が行使される余地が生まれる。法律が曖昧であ

¹ スー・ドナルドソン／ウィル・キムリッカ、『人と動物の政治共同体——「動物の権利」の政治理論』(青木人志・成廣孝監訳) 尚学社、2016年、211頁。

れば、国家権力を行使する機関の裁量が大きくなり、人権侵害の危険性が高まることになるため、法律の適用範囲を明確にする必要がある。すると、著者が動物を「生き物図鑑」に載っている、植物を含まない概念だと説明する（21 頁）とき、動物の権利が与えられる動物の境界線は脊椎動物になるのか、無脊椎動物である昆虫などがそこに入ってくるのか等、不明確な点がある。

2、動物権利論と動物所有権制度の関係について

2 つ目の論点は、動物権利論と動物所有権制度の関係についてである。著者は『動物権利論』対『動物所有権制度』（37 頁）と表現し、両者は相容れないものであると認識している。だが、そもそも法制度は、さまざまな利益を複雑に調整して運用されている。たとえば動物所有権制度と動物保護法のように、相反するように見える法制度が存在していても、どちらかが間違っているわけではなく、衝突する場合は裁判などでバランスをとるような運用がなされる。そこで、両者は常に単純な二項対立として語れるものなのか、疑問に思う。

なお、動物が所有物である限り、動物は権利をもつことができないという議論が、これまで動物権利論者によって広くなされてきた。しかしながら、動物権利論や動物福祉論の議論が進むにつれて、権利論においても福祉論においても動物保護の度合いにグラデーションが出てきており、一部の権利論と福祉論は接近しつつある。そして、複雑な現実社会に合わせるように法制度も複雑化している。具体的な法制度の中には、動物福祉から動物の権利に移行させる、もしくは移行させる可能性がある法制度が散見される²。動物福祉論は、動物所有権制度の枠内で動物に配慮した結果、発展してきた妥協的産物であると

² たとえばニュージーランドは、「動物福祉法」(Animal Welfare Act) において大型類人猿の科学的実験利用を原則禁止する (Animal Welfare Act, 1999, § 85 (N.Z.)). 動物法学者ピーター・サンコフによれば、同規定が明記された当時、ニュージーランドで科学的実験に利用されていた大型類人猿はおらず、同規定の意義については疑問が残る (Sankoff, Peter (2005). “Five Years of the ‘New’ Animal Welfare Regime: Lessons Learned from New Zealand’s Decision to Modernize Its Animal Welfare Legislation.” *Animal Law* 11: 37-38). しかしサンコフは、同規定が人以外的大型類人猿に「限定的な『権利』」(limited “rights”) を与えたと表現している (Id., 8, fn.3).

もいえる。こうした動物福祉論と動物権利論は連続的なものであり、両者を重なるものと捉えるのであれば、動物権利論と動物所有権制度の関係についても、必ずしも対立構造にあると捉える必要はないのではなかろうか。この疑問は、3つめの論点にもつながる。

3、動物福祉論の位置付け

3つ目の論点は、本書における動物福祉論の位置付けについてである。著者は意識的か無意識的か動物権利論と動物福祉論の関係を正面から扱っておらず、本書における動物福祉の位置付けは明確さに欠ける。

たとえば著者は、後述する動物実験の倫理（3R原則：Replacement, Reduction, Refinement）を肯定的に捉えている³。この3R原則は動物福祉論に立った倫理原則として理解されることが一般的である⁴。他方で、畜産動物への配慮の文脈では、「動物権利論の立場から動物福祉論を批判」⁵している。具体的には、動物福祉論の5つの自由⁶について説明したうえで、動物の「殺害」を認める動物福祉論を批判し、「殺害からの自由」という6つ目の自由を加えるべきだと主張する⁷。

しかしながら、動物福祉論は、動物の「殺害」を認めるからこそその方法の適切性を担保するのに役立てられている場面が現実にある。著者は、野生動物問題と実験動物の文脈で、人為的な動物の死を想定していると考えられるが、そのような場面における殺処分方

³ 「この三原則について、皆さんはどう思いますか。私は、もっともな原理であり、正しい方向を向いていると思います。この三原理は、そもそも動物実験を行うべきでないということを大前提とし、その上で動物実験を行う場合には、できるだけ少数の動物に対して、苦痛をできるだけ小さくすることを求めているからです」（60～61頁）。

⁴ たとえば、青木人志は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の2005年改正で3R原則が明記されたことを次のように評価している（青木人志、『日本の動物法〔第2版〕』、東京大学出版会、2016年、78頁）。

二〇〇五年改正によって、これらが「配慮するものとする」という遠慮がちな表現であれ法文上に明記されたことは、実験動物の福祉に関する倫理について、法律レベルで従来より一歩進んだルールを示したことになる。

⁵ 41頁。

⁶ 39～40頁。

⁷ 52～53頁。

法について著者がどのように考えるのか、示されていない。たとえば、著者は、野生動物の章において、「どうしてもやむを得ない場合には、より多くの在来種の動物が殺されるのを避けるために少数の特定外来生物を殺すことも容認されると思われ」る（145 頁）とする。著者はここで殺処分方法についての議論は展開していないが、動物への配慮という観点からは、安楽殺に関する動物福祉の実践が著者の考える野生動物との関係を補うことは可能かつ必要であるように思われる。

4、実験動物について

最後の論点として、各論的テーマから特に動物実験に関して取り上げ、2 点コメントを付しておきたい。まず、動物実験の評価方法について。動物実験について評価を行う際、著者は 4 種類の目的（医学的知識技術の進歩、生物の普遍的な知識の追求、製品の安全性を評価する毒性試験、教育）の違いに応じてそれぞれに異なる評価を下している（60～64 頁）。動物実験一般についての議論は、賛成か反対か、水掛け論に陥りがちである。そのため、目的の違いによる評価には、一定の効果があると評者も考える。他方で、これには限界もある。というのも、動物を科学的な実験に用いる場合、実験結果は目的横断的に利用されることが一般的になされているからである。たとえば EU において化粧品のための動物実験を禁止する規定が施行されたが、化粧品に使われる原料の多くは医薬品や洗剤などの他の商品にも使われている⁸。そこで EU は、化粧品の開発・販売以外の目的でなされた動物実験のデータを化粧品の開発・販売に用いることを例外的に認容している⁹。そのため、化粧品関係か医薬品関係かという実験目的に従って議論することは、その視点自体は極めて重要だが、動物実験の現状に必ずしも適応しない可能性がある。

次に、著者が提案する「動物実験審査員制度」について述べる。著者は、個々の実験について、一般の人たちによる倫理的な評価がなされて来なかったことを問題視し、これを補うような制度を裁判員制度を参考に作るべきだと提唱している（68～69 頁）。これは

⁸ Fischer, Kristian (2015). “Animal Testing and Marketing Bans of the EU Cosmetics Legislation.” *European Journal of Risk Regulation* 6 (4): 613.

⁹ 詳しくは、拙稿を参照されたい。本庄萌、「動物実験に関する EU 法の展開——化粧品のための動物実験を中心に」、『一橋法学』16 巻 3 号（2017 年）、319～362 頁。

従来示されたことのない考えで、大変興味深い提案である。しかしながら、実際の運用を考えたとき、いくつかの難点がある。

まず、判断に必要な専門性の高さである。動物実験の可否の判断は、倫理的な評価とともに、非常に専門性の高い技術的な評価を伴う。たとえばアメリカの動物実験委員会では、確かに牧師など科学者でない者も委員となっているが、それらはあくまでも少数にとどまり、委員の大半は専門知識を有する動物実験関係者である。著者は、委員の過半数を一般市民で構成することを提案したうえで、動物実験に関する専門家の必要性については論じていない。しかし、裁判員制度における裁判官のような存在、すなわち専門的な用語や技術について説明できる人は必要なのではないだろうか。この点についてさらに検討を加えると、「動物実験審査員制度」が仮に導入された場合、個々の実験についての判断は、動物実験の倫理である3R原則（Replacement, Reduction, Refinement）（60～61頁）をもとになされると予想される。その3R原則のうち、Replacement（「できるだけ動物個体（生体）を用いるのではなくして、ほかの方法…によるべき」という「代替原理」（60～61頁））に関する判断は、特に専門家の助けが必要であるように思う。その必要性を示唆する例として、アメリカ連邦政府農務省の代替法に関する指針12が参考になる。農務省の動植物衛生検査局は、指針において、代替法の検討要請を遵守していることを示す方法として、データベースサーチを紹介する。加えて、高度に特殊な研究分野などにおいては、協議会、学会、分野に特化したコンサルタントなどへの照会を通して代替法に関する最新情報にアクセスすることを推奨している¹⁰。高度な専門性を有し、日々更新される科学技術に関する情報は、一般市民にとって容易く扱えるものではないだろう。

次に、一般国民の負担の大きさがある。裁判員制度は、人的にも費用的にも、国民に大きな負担をかける制度でもある。裁判員制度で扱われる刑事裁判の件数よりも、動物実験の件数の方が圧倒的に多いので、審査件数の多さから莫大な費用が生まれることが予想される。その費用をどこから賄うのかという問題は、容易に解決できないのではないか。

また、この制度を作るためには、現在の動物実験制度に対して国民的な改革の意識が高

¹⁰ Animal and Plant Health Inspection Service, “Animal Care Policy # 12: Consideration of Alternatives to Painful / Distressful Procedures,” (March 25, 2011).

まる必要があるが、同時に（動物実験をなくすべきという議論ではなくてむしろ）莫大な費用をかけてまで存続させるべきというような議論が必要になってくるだろう。裁判員制度は、司法制度の信頼を高めるために導入された制度のひとつである¹¹。それと同列ないしそれ以上の費用をかけるほど、動物実験が重要なテーマだと国民的に認識されうるだろうか。

著者は、動物実験審査員制度を導入する理由として、動物実験関係者の常識が一般市民の常識からかけはなれていることを挙げている。そうした面があることは否めないだろうが、基本的に動物実験に対して無関心な一部の一般市民より、はるかに実験動物のことを思いやり、配慮している関係者がいることも事実である。関係者といったときに、それは一枚岩ではないことも十分意識すべきであろう。

おわりに

以上のように、本書には一人一人の動物倫理に基づく行動にとどまらず、法制度に関する提案、立法にまで視野を広げた記述がみられる。法学的な議論に際しては、以上指摘したように、より緻密な議論が必要となる箇所があるものの、評者のコメントは本書が持つ価値を減ずるものではない。日常的な用語や具体例を用い、自らの立場を明確に示した本書は専門外の人でも読みやすいものとなっている。本書を手にとった読者が、動物倫理、そして動物に関する法政策について関心を高め、動物に配慮する倫理や法制度についてさらに学びを深めてくれることを願う。

¹¹ 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（法律第 63 号（平 16・5・28））1 条は、同法の趣旨を次のように定める。

第一条 この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の特則その他の必要な事項を定めるものとする。